

(目的)

第1条 この規則は、日野市あき地の環境保全に関する条例(昭和44年条例第21号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(履行期限)

第2条 条例第5条の規定により行う除草その他危険な状態の除去の履行期限は、30日以内とする。

(命令等の手続)

第3条 条例第5条の規定による措置命令は、雑草等除去命令書(第1号様式)により行う。

2 条例第5条の2第1項の規定による緊急措置を講じたときは、同条第2項の規定による通知を緊急措置実施通知書(第2号様式)により行う。

3 条例第5条の3の規定により行う行政代執行法(昭和23年法律第43号。以下「法」という。)に基づく代執行に係る法第3条第1項の規定による戒告は、戒告書(第3号様式)により行う。

4 条例第5条の3の規定により行う法に基づく代執行に係る法第3条第2項の代執行令書の様式は、代執行令書(第4号様式)とする。

(証票)

第4条 条例第5条の2の規定による緊急措置、第5条の3の規定による代執行及び第6条第2項の規定による立入調査を行うときは、身分証明書(第5号様式)を携帯するものとする。

(委託)

第5条 所有者等は、自ら雑草等の除去ができないときは、市長にこれを委託することができる。この場合所有者等は、雑草等除去委託申請書(第6号様式)により申し込まなければならない。

(費用)

第6条 前条の規定により雑草等の除去に係る委託費は、その都度市長が定め、雑草等除去委託料納付通知書(第7号様式)により通知する。

(費用の納入又は徴収)

第7条 条例第5条の3の規定により行う法に基づく代執行に係る法第5条の規定による代執行に要した費用の徴収は、代執行費用納付命令書(第8号様式)により行う。

2 条例第7条に規定する費用は、雑草等の除去作業開始までに納入しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和48年規則第5号)

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則(昭和50年規則第7号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則(昭和50年規則第27号)

この規則は、昭和50年10月1日から施行する。

付 則(昭和51年規則第6号)

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

付 則(昭和53年規則第17号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則(昭和56年規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のあき地の環境保全に関する条例施行規則の規定は、昭和56年4月1日から適用する。

付 則(昭和60年規則第3号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則(平成元年規則第15号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市あき地の環境保全に関する条例施行規則の規定は、平成元年4月1日から適用する。

付 則(平成2年規則第29号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

付 則(平成3年規則第37号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市あき地の環境保全に関する条例施行規則の規定は、平成3年10月16日から適用する。

付 則(平成4年規則第9号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

付 則(平成5年規則第20号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市あき地の環境保全に関する条例施行規則の規定は、平成5年4月1日から適用する。

付 則(平成6年規則第13号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

付 則(平成6年規則第18号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市収入役が欠けたときの日野市収入役の職務を行う者についての規則、日野市電子計算組織の運営管理に関する規則、日野市支出負担行為手続規則、日野市土地開発基金条例施行規則、日野市老人医療事務取扱細則、日野市公衆浴場設備資金利子補助規則、日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則、日野市環境保全に関する条例施行規則、日野市あき地の環境保全に関する条例施行規則、日野市消防団員等被服貸与規程並びに日野市災害対策本部条例施行規則の規定は、平成6年4月1日から適用する。

付 則(平成8年規則第19号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市庁舎管理規則、日野市電子計算組織の運営管理に関する規則、日野市公有財産規則、日野市土地開発基金条例施行規則、日野市環境保全に関する条例施行規則、日野市あき地の環境保全に関する条例施行規則、日野市地価公示図書閲覧規程、日野市消防団員等被服貸与規程、日野市防災会議条例施行規則、日野市災害対策本部条例施行規則及び専用水道地区の給水装置改造工事資金融資あっせん規則の規定は、平成8年4月1日から適用する。

付 則(平成10年規則第25号)

この規則は、日野市組織条例の一部を改正する条例(平成9年条例第35号)の施行の日から施行する。

(平成10年規則第30号で平成10年5月1日から施行)

付 則(平成29年規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

第1号様式(第3条関係)

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

日野市長



雑草等除去命令書

あなたが所有(管理又は占有)している下記あき地は、清潔な生活環境を保持する上で好ましくなく、かつ、犯罪又は火災の発生の原因ともなるので、年 月 日までに雑草等の除去をされたい。日野市あき地の環境保全に関する条例第5条の規定により命令します。

記

- 1 所在地 東京都日野市 番地
- 2 地積 m²
- 3 その他

この命令に従わない場合は、市が雑草等を除去しその費用を土地所有者に請求します。なお、条例第7条及び施行規則第5条の規定により市に除去を委託することもできます。

(裏面)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日野市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、日野市を被告として（訴訟において日野市の代表者は日野市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第2号様式(第3条関係)

第2号様式(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

日野市長



緊急措置実施通知書

あなたが所有し、又は管理する下記のあき地について、日野市あき地の環境保全に関する条例第5条の2の規定により緊急措置を下記のとおり行いましたので通知します。

記

あき地の所在地 日野市

講じた緊急措置の内容

緊急措置の実施日

緊急措置を実施しなければならなかった事由

措置の実施の状況(実施前後の写真)

(実施前の写真 年 月 日 撮影)

(実施後の写真 年 月 日 撮影)

第3号様式(第3条関係)

第3号様式(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

日野市長



戒 告 書

年 月 日付け 第 号により、あなたが所有し、又は管理する下記のあき地について、下記の措置を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、日野市あき地の環境保全に関する条例第5条の3の規定に基づき、当該あき地について下記の措置を執行しますので、行政代執行法第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき、あなたから徴収します。

また、代執行により当該あき地について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1. 対象となるあき地

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2. 実施する措置の内容

(裏面)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日野市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、日野市を被告として（訴訟において日野市の代表者は日野市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式(第3条関係)

第4号様式(第3条関係)

		第	号
		年	月 日
住所 氏名	様		
		日野市長	印
代 執 行 令 書			
あなたが所有(管理又は占用)する下記のあき地について 年 月 日付け 第 号にて雑草等の除去命令をしたが、期限までに除去されていないので、日野市あ き地の環境保全に関する条例第5条の3の規定により市長が代って下記により行うので 通知します。			
記			
土地の所在地及び地積	東京都日野市	番地	
		平方メートル	
執行する年月日	年 月 日		
執行責任者			
費用の概算		円	
費用の徴収方法	別に送付する通知書により徴収する。		

(裏面)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日野市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、日野市を被告として（訴訟において日野市の代表者は日野市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式(第4条関係)

第5号様式(第4条関係)

第 号

身 分 証 明 書

所 属

職 名

氏 名

生年月日

年 月 日

上記の者は、日野市あき地の環境保全に関する条例第5条の2の規定による緊急措置、
第5条の3の規定による代執行及び第6条第2項の規定による立入調査の実施の権限を有
する者であることを証明する。

年 月 日

日野市長



第6号様式(第5条関係)

第6号様式(第5条関係)

年 月 日

(あて先) 日野市長

申請者住所

氏名

㊞

雑草等除去委託申請書

日野市あき地の環境保全に関する条例第7条の規定により、下記あき地の雑草等の除去を日野市に委託いたします。

記

所在地 日野市 町 丁目 番地

面積 m^2 (1 m^2 未満は切捨て)

第7号様式(第6条関係)

第7号様式(第6条関係)

	第	号
	年	月 日
様		
	日野市長	印
雑草等除去委託手数料納付通知書		
日野市あき地の環境保全に関する条例第7条の規定により、年 月 日付けで申請のあった雑草等の除去に要する費用は、下記のとおりとなりましたので納期限までに納入してください。		
記		
費用		円
納期限	年 月 日	

第8号様式(第7条関係)

第8号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

日野市長

印

代 執 行 費 用 納 付 命 令 書

年 月 日付け 第 号により、あなたが所有し、又は管理する下記の
あき地について、年 月 日に代執行を実施しましたので、行政代執行法第5条の規
定により、下記の通り当該代執行に要した費用を納付するよう命令します。

なお、指定した期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴取することがある
ので、申し添えます。

記

1. 納付金額(代執行に要した費用)

円

2. 納付期日

年 月 日まで

3. 納付方法

(裏面)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日野市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、日野市を被告として（訴訟において日野市の代表者は日野市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。